☆掛金増額助成もあります。 がサポート。

/2 (上限は5,000円)

を国

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 **3**03-3436-0151

退職金の確保は国の中退共制度で!

有利な特典

のための外部積立型の国の退職金制度 中退共制度は中小企業で働く従業員

☆新規加入の事業主に対して、 (国の掛金助成があります) 目から1年間、 従業員ごとに掛金の 4 か 月

(適格退職年金制度からの移行先) スクはありません。

☆16,000社を超える適年解約事 業所が中退共に移行しています。

以相談所

◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士:ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

毎月第2木曜日 午後2時~午後4時

ころ 石川庁舎(1階市民相談室)

市民ロビー 受 付】 午後 1 時受付開始

き 毎月第4木曜日 午後2時~午後4時

【ところ】 本庁(1階市民相談室)

付】2階市民生活課 午後 1 時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、法律相談は先 着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁くだ さい。窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない 場合がありますので予めご了承ください。

9月第2木曜日の法律相談日時変更のお知らせ 9月10日(木)⇒9月8日(火)に変更となります。

◆人権・行政合同相談所

き】8月20日(木)午前10時~午後4時 【ところ】市役所本庁3階 第1会議室

每週水曜日 午前10時~午後4時 市役所本庁1階 市民相談室

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰な ど人権問題でお困りの方。

【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受 け付けます。

【消費者相談】

マルチ商法やSF商法(沖縄では「ハイハイ学校」) などの悪質商法、架空請求や金融問題(多重債務)等 に対するトラブル等について消費生活専門員が対応し ます。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

連絡先:市民生活課 **☎973-5487**

☆事務手数料、 ☆退職金の積立不足が発生し ☆掛金は全額非課税です 管理費等は 切不要です。 ない

☆従業員ごとの納付状況や退職金額は ☆掛金は、 簡単管理 追加拠出は不要です。 簡単な口座振替 た

独立行政法人

勤労者退職金共済機構

お問い合わせ

☆移行の際事務手数料はいただきません。

できます。

☆適格退職年金契約における従業員持

分額の全額を引渡金額とすることが

☆社外積立型なので、 毎年事業主にお知らせいたします。 企業に運用のリ 中小企業退職金共済事業本部 称:中退共

F105-8077

東京都港区芝公園1―7―6

☎03-3436-0151 AX 03-3436-0400 (代表

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/